

スリランカ国
北・東部緊急支援調査
予備調査報告書

平成15年3月
(2003年)

国際協力事業団
社会開発調査部

社 調 一
JR
03-96

序 文

日本国政府は、スリランカ民主社会主義共和国北・東部緊急支援を実施することを検討すべく、国際協力事業団がこの調査を実施することとしました。

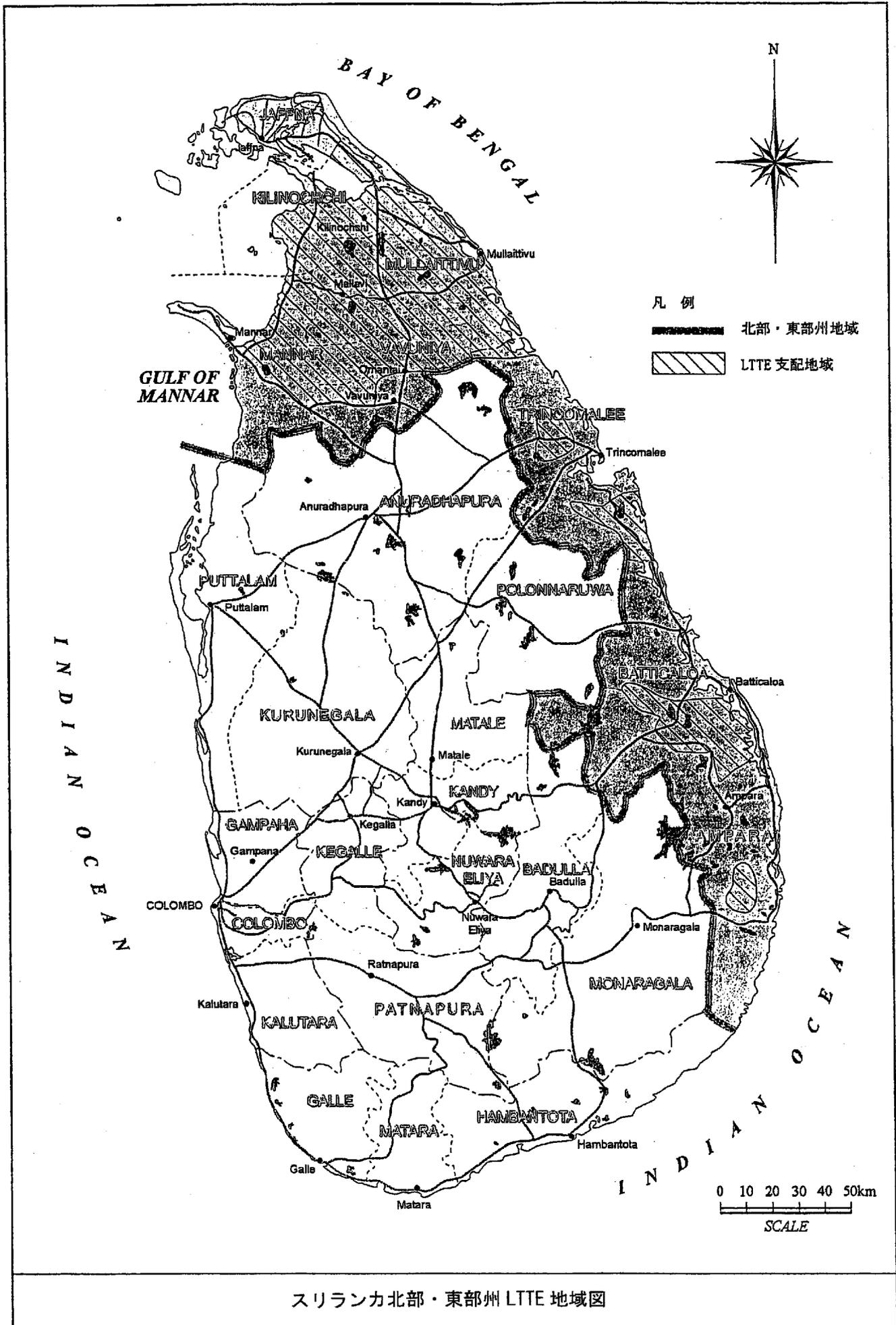
当事業団は、本格調査に先立ち、本件調査を円滑かつ効果的に進めるため、平成15年2月16日から同月27日までの12日間にわたり、国際協力事業団社会開発調査部社会開発調査第一課課長代理 梅永 哲 を団長とする予備調査団を現地に派遣しました。

調査団は本格調査に係るニーズを把握するとともに、同国政府の意向を聴取し、かつ現地調査の結果を踏まえ、引き続き実施を予定している本格調査に資するために、今回の調査結果を取りまとめたものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成15年3月

国際協力事業団



スリランカ北部・東部州 LTTE 地域図



破壊された魚介類冷凍施設
(Gurunagara、ジャフナ県)



破壊された県病院病棟 (1)
(チャワカッチェリ、ジャフナ県)



破壊された県病院 (2)
(チャワカッチェリ、ジャフナ県)



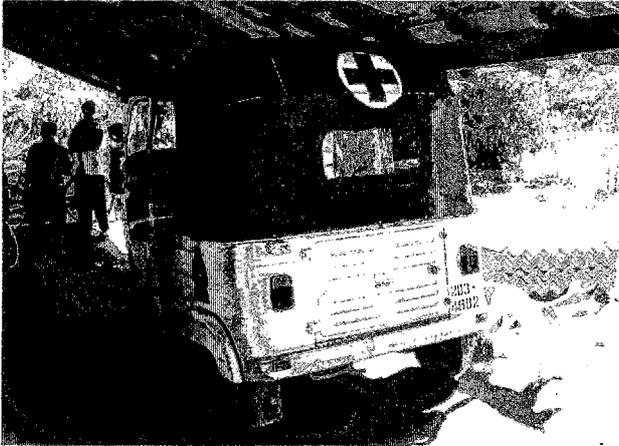
破壊された県病院 (3)
(チャワカッチェリ、ジャフナ県)



破壊された県病院 (4)
(チャワカッチェリ、ジャフナ県)



暫定的に運営されている県病院
(A9道路沿い、キノッチ)



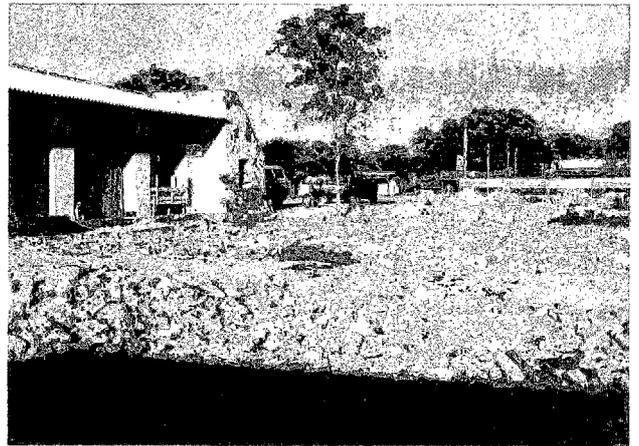
暫定県病院の救急車
(キリノッチ)



職員住宅を産婦人科として使用
(暫定県病院敷地内、キリノッチ)



キリノッチ県病院建設予定地
(第1次緊急リハビリ事業候補地)



第1次緊急リハビリ事業候補地
左手は管理棟 (キリノッチ)



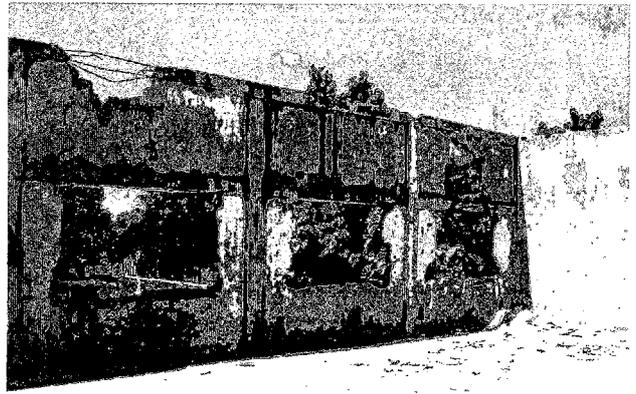
キリノッチ県病院建設予定地
(第1次緊急リハビリ事業候補地)



Central College 正面入口
(A9道路沿い、キリノッチ)



Central College をA9道路から望む
(キリノッチ)



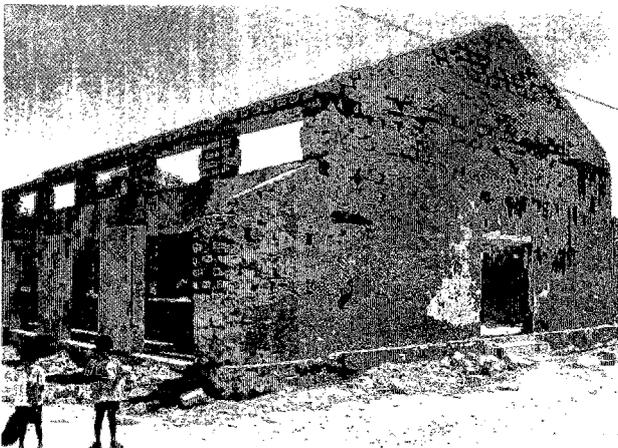
Central College 2階部分
(A9道路沿い、キリノッチ)



仮校舎での授業
(Central College 敷地内、キリノッチ)



校舎が使用できず青空教室
(Central College、キリノッチ)



NECORDO プロジェクトによる校舎建設
(Central College 敷地内、キリノッチ)



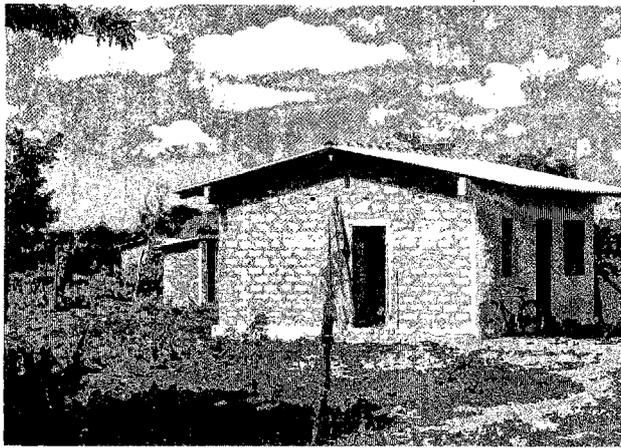
Peripheral Unit 正面入口
(マラヴィ、ムラティブ県)



Peripheral Unit 病棟内部
(マラヴィ、ムラティブ県)



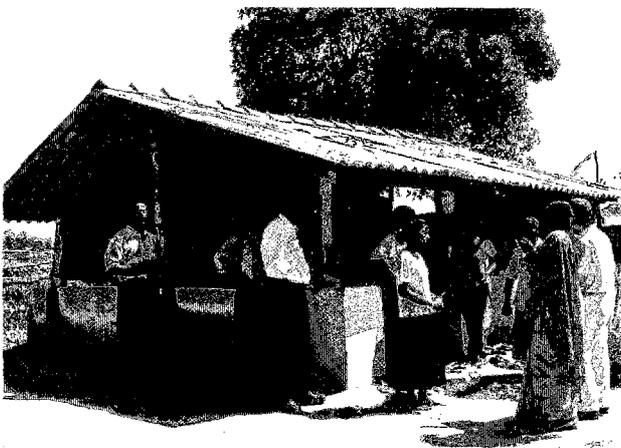
避難民再定住促進地域
(Santhanpuram、キリノッチ県)



再定住プログラムにより供与される平均的家屋
(Santhanpuram、キリノッチ県)



IDP sのための難民キャンプ
(ニラベリ、トリンコマレー県)



避難民再定住促進地域に設置された職業訓練センター
(Santhanpuram、キリノッチ県)



内戦中に老朽化した灌漑施設
(キリノッチ近郊)



海洋技術訓練所正面（パティカロア県）



海洋技術訓練所内部（パティカロア県）



停戦以前に NECORD により建設された学校
(Thiriyai、パティカロア県)

略 語 表

3R 省	Ministry of Rehabilitation, Resettlement & Refugees	復興・再定住・避難民問題省
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ERD	External Resources Department	対外援助調整局
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
GA	Government Agent	地方行政官
IDPs	Internally Displaced Persons	国内避難民
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JVP	People's Liberation Front	スリランカ人民解放戦線
LTTE	The Liberation Tigers of Tamil Eelam	タミル・イーラム解放の虎
MSF	Medecins Sans Frontieres	国境なき医師団
NECORD	North East Community Restrtration and Development Project	
NPPD	National Physical Planning Department	国家開発計画局
PA	People's Allaiance	人民連合政権
SCOPP	Secretariat for Co-ordinating the Peace Process, Prime Minister's Office	首相府和平事務局
SIHRN	Sub-committee on the Immediate Humanitarian and Rehabilitation Needs	開発援助問題小委員会
S / W	Scope of Work	実施細則
ToR	Terms of Reference	業務指示書
TRO	Tamils Rehabilitation Organization	
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNP	United National Party	統一国民党

目 次

序 文
地 図
写 真
略語表

第1章 予備調査の概要	1
1 - 1 要請の背景、調査目的	1
1 - 2 団員構成及び日程	2
1 - 2 - 1 団員構成	2
1 - 2 - 2 調査日程	2
1 - 3 主要面会者一覧	3
1 - 4 調査の方針	4
第2章 協議 / 現地調査の概要	8
2 - 1 先方実施体制について	8
2 - 2 短期リハビリ計画	8
2 - 3 第1次緊急リハビリ事業	9
2 - 4 第2次緊急リハビリ事業	10
2 - 5 中期復興・開発計画	11
2 - 6 UNHCR との連携	11
2 - 7 調査団執務環境	11
2 - 8 調査実施の是非	12
第3章 本格調査への提言	14
3 - 1 調査の基本方針	14
3 - 1 - 1 調査の枠組み	14
3 - 1 - 2 調査の目的	14
3 - 2 調査対象範囲	15
3 - 3 調査の内容	15
3 - 3 - 1 第1次緊急リハビリ事業	15
3 - 3 - 2 短期リハビリ計画	16

3 - 3 - 3 第2次緊急リハビリ事業	17
3 - 3 - 4 中期復興・開発計画	18
3 - 4 調査期間と要員構成	19
3 - 4 - 1 調査期間	19
3 - 4 - 2 要員構成	20
第4章 本格調査実施上の留意点	21
4 - 1 本格調査実施上の留意点について	21
付属資料	
協議議事録〔別添 実施細則(S/W)〕(未締結)	29

第1章 予備調査の概要

1 - 1 要請の背景、調査目的

- (1) スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」と記す）では、多数派シンハラ人（全人口の74%）と少数派タミル人（18%）の対立が最大の懸案事項となっている。タミル人組織「タミル・イーラム解放の虎（LTTE）」はシンハラ人優遇政策に反発し、約20年もの間、北部・東部州分離独立を目的として政府軍と戦闘を繰り広げ、非合法活動、テロを繰り返し実施してきた。
- (2) 2001年12月の総選挙において、テロに対し強行路線をとってきた人民連合政権（PA）に代わり、LTTEとの和平路線を強調してきた統一国民党政権（UNP）が発足したことを契機として、ノルウェー政府の仲介が奏功し、2002年2月には双方が無期限停戦に合意した。
- (3) しかし、長期間の内戦により、タミル人が多く居住する北・東部は荒廃し、またスリランカ政府からの開発予算も小規模であったため、開発が他地域と比較し著しく遅れ、さらに、多数の難民、国内避難民（IDPs）が発生し、住民は劣悪な環境の下で生活している。このためスリランカ政府は、主要ドナー国や国際機関に対し、北・東部の復興・開発支援について協力を求めた。
- (4) 日本国政府は明石 康 元国連事務次長を本件に係る政府代表として任命するなど、積極的な関与の姿勢を打ち出した。また、かかる協力要請を踏まえ、JICAは2002年10月に「北部・東部州復興開発支援プロジェクト形成調査」を実施し、当該地域におけるニーズ確認と短期的即効案件の形成、及び中・長期的な協力の方向性の検討、具体的案件の発掘を行った。
- (5) 以上より、緊急支援調査のニーズを確認するとともに、最も緊急的にリハビリが必要な施設を選定すべく、2003年2月、緊急支援調査に係る予備調査を実施した。

1 - 2 団員構成及び日程

1 - 2 - 1 団員構成

担当	氏名	所属
総括	梅永 哲	国際協力事業団 社会開発調査部 社会開発調査第一課 課長代理
開発政策	松本 高次郎	外務省 経済協力局 開発協力課 課長補佐
開発計画	赤松 志朗	国際協力事業団 国際総合研修所 国際協力専門員
調査企画	三條 明仁	国際協力事業団 社会開発調査部 社会開発調査第一課

1 - 2 - 2 調査日程

日順	月日(曜)	行程
1	2月16日(日)	コロンボ(Colombo)着
2	2月17日(月)	JICAスリランカ事務所、対外援助調整局(ERD)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、アジア開発銀行(ADB)、在スリランカ日本国大使館
3	2月18日(火)	国家開発計画局(NPPD)、首相府和平事務局(SCOPP)、復興・再定住・避難民問題省(3R省)、東部州開発省、ヴァンニ地域復興支援省
4	2月19日(水)	コロンボ ジャフナ(Jaffna)空路、ジャフナ県Government Agent(GA)、ジャフナ大学、Gurunagara 漁港、ジャフナ県病院〔チャワカチェリ(Chavakachcheri)〕、Tamils Rehabilitation Organization(TRO)、北部・東部州灌漑関係者(LTTE Guest House)
5	2月20日(木)	UNHCRキリノッチ(Kilinochchi)事務所、開発援助問題小委員会(SIHRN)事務局、Central College(含小学校)視察、女性社会復帰センター、県病院(暫定)、州保健局長/県病院(予定地)、キリノッチ県GA
6	2月21日(金)	避難民再定住促進プログラム、職業訓練センター、ため池(以上Santhapuram地区)、キリノッチ マラヴィ(Mallavi)、県病院、UNHCRマラヴィ事務所、マラヴィ Vavuniya Anuradhapura
7	2月22日(土)	Anuradhapura トリンコマレー(Trincomalee)、トリンコマレー県関係者、避難民再定住促進プログラム(Thiriyai地区)、Neelappanikankulam灌漑施設、トリンコマレー ニラベリ(Nillaveli)
8	2月23日(日)	ニラベリ トリンコマレー Polonnaruwa
9	2月24日(月)	Polonnaruwa バティカロア(Batticaloa)、バティカロア県GA、海洋技術訓練所、避難民再定住促進プログラム(Kannankuda地区)、バティカロア Pottuvil
10	2月25日(火)	Pottuvil コロンボ、JICAスリランカ事務所報告
11	2月26日(水)	在スリランカ日本国大使館報告、ADB報告、ERD

1 - 3 主要面会者一覧

(1) 対外援助調整局 (External Resources Department : ERD)

Sujatha Cooray	Director General
Asoka Fernando	Act. Director (Japan Division)
表 伸一郎	Project Coordination & Implementation Support

(2) 首相府和平事務局

(Secretariat for Co-ordinating the Peace Process, Prime Minister's Office : SCOPP)

Dr. John Gooneratne	Director (Research)
P. Maddungoda	Co-ordinator

(3) 復興・再定住・避難民問題省 (Ministry of Rehabilitation, Resettlement & Refugees : 3R 省)

Dr. Jayalath Jayawardena	Minister
D.S. Edirisinghe	Additional Secretary

(4) 東部開発・モスLEM問題省 (Ministry of Eastern Development and Muslim Religious Affairs)

A. C. M. razik	Additional Secretary
Sunil Kannangara	Director (Development)

(5) ヴァンニ地域復興支援省 (Ministry of Assisting Vanni Rehabilitation)

Noordeen Mashoor	Minister
R. Tharmakulasingam	Secretary
K. M. M. Sheriff	Private Secretary cum Consultant

(6) Tamils Rehabilitation Organization : TRO

Lawrence Christy	Director, Planning Division
Chandru Para-rajasingham	Programme Officer

(7) Economic Consultancy House

M. Sundramoorthy	Director
------------------	----------

(8) キリノッチ Government Agent (GA)

T. Rasanagam	Government Agent
--------------	------------------

(9) ジャフナ Government Agent (GA)

C. Pathmanathan Government Agent

(10) 開発援助問題小委員会 (SIHRN)

M. S. Ireneuss (Selvin) Director

(11) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

Wallaya Pura Deputy Representative & Co-ordinator of Operations

Kazuhiro Kaneko Head of Satellite Office - Kilinochchi

Roland Schilling Senior Programme Officer

(12) アジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB)

John R. Cooney Country Director

(13) 在スリランカ日本国大使館

大塚 清一郎 特命全権大使

遠藤 和己 一等書記官

井関 法子 一等書記官

(14) JICA スリランカ事務所

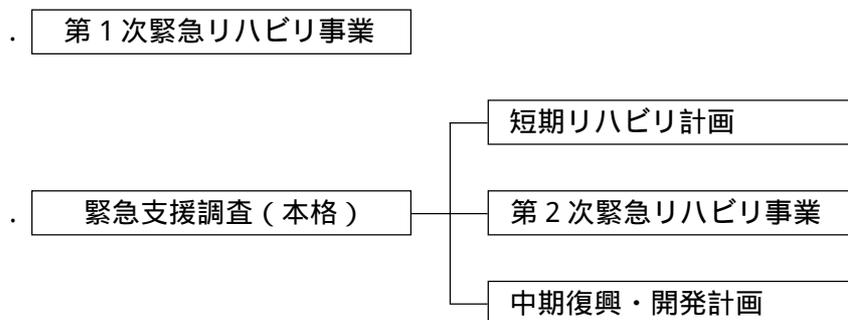
杉原 敏雄 所長

荒津 有紀 次長

石黒 実弥 所員

1 - 4 調査の方針

対スリランカ緊急支援調査として、次の調査の枠組みで実施する方針とする。



とを総称して「緊急支援調査」、については「緊急支援調査 (本格)」、(あるいは単に「本格調査」として区別する。

(1) 第1次緊急リハビリ事業

緊急支援調査に先行して補完的に実施される第1次緊急リハビリ事業の選定を行う。事業選定の方針としては、

LTTE 支配地域の拠点である北部のキリノッチ（政治本部）で実施する。

事業規模に見合うもの

早期に完工可能な施工性を有したものとし、和平の配当を早期に目に見えて感じられるもの（地域のシンボリックな施設の改修等）

(2) 短期リハビリ計画方針の確定

- ・プロジェクト形成調査（2002年10月）において、農業、保健、給水、草の根協力の分野に関し、案件形成がなされているため、短期リハビリ計画では、それ以外の分野（教育、インフラ等）を中心に案件形成を行う。ただし、

タミル側から JICA に提出されている要請案件リストが教育、インフラ以外の農林水産業、保健等にも及んでいること

プロジェクト形成調査実施から事情が変化していること

プロジェクト形成調査は LTTE 支配地域を中心に実施されていないこと

を踏まえ、プロジェクト形成対象分野においても案件形成を実施することとする。

- ・世界銀行 / ADB / 国際協力銀行（JBIC）等が合同で、北・東部復興支援に係る「ニーズアセスメント調査」を実施している（2003年）ことから、かかる情報を入手し、最終調査結果の方向性、精度を確認する。特に、同調査で取りまとめられるセクターレビューは最新事情を反映しているものであるため、入手のうえ、基礎資料として取り扱うものとする。
- ・当該計画による案件形成は無償資金協力（一般、ノン・プロジェクト、草の根など）による事業化を想定したものに限定することとする。したがって、「ニーズアセスメント調査」や JICA プロジェクト形成調査等により、既にある程度策定済みで無償実施案件として有望なものについては、実現可能な内容（事業規模、事業形態、事業内容）に修正を加えるものとする。

(3) 第2次緊急リハビリ事業

- ・短期リハビリ計画のなかで、特に緊急にリハビリする必要がある事業を選定し、第2次緊急リハビリ事業として実施する。
- ・当該リハビリ事業の候補案件の選定にあたっては、

和平の配当を視覚的に感じられるもの（地域のシンボリックな施設改修等）

地域バランス（北部と東部）を考慮し、少なくとも1件は東部より選定するものと

する。

現地雇用に配慮する。

(4) 中期復興・開発計画

- ・北・東部開発を中心に据えた中期復興・開発計画の必要性を先方に確認し、策定支援の準備があることを説明する。

これまで独立した地域であった北・東部と残りの地域との経済的・社会的統合による復興・開発計画を策定する。特に内戦で開発の遅れた北・東部の中・長期的な復興及び開発を主たる目標とする。

計画の目標は、北・東部と残りの地域との経済格差の解消と、それによってもたらされる和平の安定にある。

- ・JBIC が中・長期的な事業展開を想定し、当該コンポーネントに係る業務指示書 (ToR) を作成中であることから、JBIC とも連携して計画を策定するものとする。

(5) 実施体制の確認

1) 先方実施体制

先方の実施体制を以下の表のとおり想定し、十分な確認を行う。

特に、SIHRN がカウンターパート (C / P) 機関としてふさわしいか否かは議論があり、GA (Government Agent) 等を C / P 機関とすることも視野に入れて確認することとする。

	SIHRN	NPPD	ERD	本格調査団
短期リハビリ計画		-		Team 1
緊急リハビリ事業		-		Team 2
中期復興・開発計画				Team 3

：メイン C / P ：サブ C / P ：補佐

また、SIHRN の主要メンバーは本部キリノッチに常駐していないため、day-to-day operation を担保する先方実施体制を確認する。

2) 調査団執務環境

本格調査団の拠点は、LTTE 政治本部があり、C / P 機関である SIHRN 事務局が設置されているキリノッチに置くことを想定し、生活・執務環境 (執務室、宿泊施設、通信施設など) について調査を行う。

(6) その他

1) UNHCR との連携

コロンボにおいて UNHCR と打ち合わせし、本調査における連携の可能性について協議する。想定される連携内容としては、

- ・ UNHCR 活動エリアにおける緊急リハビリ事業の実施

例：定住促進プログラム（UNHCR）+ 女性センター改修（JICA）

- ・ 短期リハビリ計画共同策定

例：北部・東部州全 8 県のうち、ムラティブ（Mullattivu）県を UNCHR に業務委託

- ・ 短期リハビリ計画の UNHCR の Quick Project による実施

2) S / W 締結

以上を取りまとめ、予備調査に係るミニッツを締結する。その際、実施細則（S / W）案を添付することとし、予備調査団帰国後、別途指示がありしだい、JICA スリランカ事務所長と先方関係者の間で S / W を締結することとする。

第2章 協議 / 現地調査の概要

2 - 1 先方実施体制について

本格調査3本柱のうちの短期リハビリ計画と緊急リハビリ事業のニーズを取りまとめる機関は開発援助問題小委員会（SIHRN）あるいは各 District（県）であるが、SIHRNには legal entity の問題があるため、また District は北・東部併せて全部で8県にも及ぶため、公式な C / P 機関としては位置づけることが実質上困難であることが判明した。

したがって、対外援助調整局（ERD）や首相府和平事務局（SCOPP）とも協議のうえ、公式な機関として北・東部開発を所掌している次の3省を実施機関とすることで確認した。

復興・再定住・避難民問題省（3R 省）

東部開発・モスLEM問題省

ヴァンニ地域復興支援省

これら3省の役割分担が明確になっておらず、多少重複が散見されるが、首相府リハビリ・復興・再定住問題事務局（Prime Minister's Office, Secretariat, Rehabilitation, Reconstruction, Resettlement）の傘下にあるのが上記3省であるため、SCOPPが公的な C / P 機関となり得ない状況では、この3省が最適だと考えられる。

また、中期復興・開発計画については、当初予定していた国家開発計画局（NPPD）の役割はほぼ終了している（後述）ことから、本件についても上記3省を C / P とすることが望ましいと判断した。なお、SCOPPより、SIHRNの所掌範囲は緊急ニーズに係るものであることから、中期復興・開発計画も調査スコープに含めることによって、SIHRNの権限拡大と誤認させないよう要請があった。

以上 SIHRN の協力姿勢について、Mr. M. S. Ireneuss SIHRN 事務局長に確認したところ、手続き面でのフォーマリティにはこだわらないので、SIHRNのニーズを基に調査及び事業を展開してもらえるのであれば、協力は惜しまないとの返答があった。

2 - 2 短期リハビリ計画

当該調査における短期リハビリ計画について、マルチグループ（アジア開発銀行：ADB、世界銀行、国連難民高等弁務官事務所：UNHCR、国連児童基金：UNICEF、国際労働機関：ILO、国連食糧農業機関：FAO等）による「ニーズアセスメント調査」と整合性を図る必要があるとの指摘をERDやマルチグループを代表してADBから受けた。これに対して、当方より、短期リハビリ計画策定は、現在進められている「ニーズアセスメント調査」を決してないがしろにするものではなく、むしろ同調査の結果を尊重したい意向を有していることを伝えた。短期リハビリ計画は、あくまでも日本の無償資金協力（緊急、草の根、一般など）による実施を念頭に置いて策定

するもので、妥当性や規模、分野等の観点から合致するものであれば、「ニーズアセスメント調査」で提案されている案件を更に調査する予定はない。しかし逆に合致しないもので先方にニーズがある案件については、補足的に調査することを考えていると伝えた。

短期リハビリ計画の重点分野については、サイト調査の結果、プロジェクト形成調査(2002年10月)において対象にした農業、保健、給水、草の根協力の分野についてもより深く掘り下げて実施する必要があることが判明した。

2 - 3 第1次緊急リハビリ事業

第1次緊急リハビリ事業を選定すべく、北部州及び東部州において様々な候補案件を視察した。その結果、北部州キリノッチ県にあるキリノッチ県病院のリハビリが最もニーズのある事業であると判断した。

キリノッチ県病院は北部州を縦貫するA9道路沿いに位置し、10年ほど前に破壊されたあと、放置されていた。しかし、近年避難民がキリノッチに戻ってきたのを受け、仮設の県病院(外来病棟)を数百mほど離れたA9道路沿いに構えているが、帰還民が増えるにつれ、多数の患者と多様な治療に対応できない状況に追いやられている。この仮設県病院の敷地に、1,000以上の病床を有するTeaching Hospital or Base Hospitalの建設(約5,300万スリランカルピー)をADBのNECORDプロジェクトNorth East Community Restroration and Development Project、総額12億スリランカルピー)に要請しているが、現地関係者の言うところでは目処は立っていない。そこで、もともと県病院があった所に、県病院の機能を有した医療施設の建設を計画している。具体的には、男性 女性 妊婦 子供の4病棟(各棟24ベッド)及び医者6人分の世帯用職員住宅である。参考までに、現在同敷地内には、事務管理棟(政府資金により建設中で一部完成)、予防科施設(基礎工事中)、外来病棟(改修中)の配置が予定されている。

また、NECORDプロジェクトによるTeaching Hospital or Base Hospitalとの重複の可能性について聞いたところ、仮に重複があったとしても、数年先の話であり、当該リハビリ事業のニーズは依然として高いことと、4病棟はマラリア科施設にする等の用途変更はあるとの説明を受けた。今次緊急リハビリ事業でどこまでカバーできるかは、今後の調査結果を受けて決めることとした。

このほかにも、緊急リハビリ事業として、候補になり得る案件をいくつか視察した。概要は次のとおり。

(1) チャワカチェリ県病院(ジャフナ県)

A9道路沿いに位置する病院で、2000年5月に破壊された。以前は134病床を有し、5人の医者が常勤していたが、現在は40病床に2人の医者、5人の看護師で対応している状況。1日当たり20人の外来患者があり、月に15件の出産を取り扱っている。

(2) マラヴィ Peripheral Unit (ムラティブ県)

UN(国連連合)コンパウンドがあるマラヴィ村にあり、内戦時の破壊から免れた施設で、一時避難民が押し寄せ、十分な医療サービスが提供できない状況にあり、国境なき医師団(MSF)の医師が派遣され、対応していた。しかし、避難民が帰還し始めたことにより、往時の混雑状態は解消され、MSF医師も間もなく撤退する予定とのこと。視察時には多くの空きベッドが散見された。

(3) Central College (キリノッチ県)

A9道路沿いに位置する。Grade1からGrade13まで全生徒数約1,600人の学校で、壁に弾痕の跡が至る所にあり、また2階部分の屋根や窓枠が落ちるなど損傷がひどく、使用されていない1階部分と仮設のかやぶき屋根の教室や青空教室でしのいでいる。NECORDで取りあえず3教室分の施設を建設中。

以上より、キリノッチ県病院を第1次緊急リハビリ事業として選定した理由は次のとおり。

(1) マラヴィやジャフナ近郊の医療施設を検討したが、前者は避難民が帰還し、緊急期を過ぎていること、後者はGeneral Hospitalがあるジャフナ市に近いため、医療サービスのアクセスは比較的良いこと、などから優先順位は低いと判断したため。

(2) キリノッチ県人口12万人(2000年)に裨益する県病院に位置づけられるため、非常に重要な医療施設であること。現状では県レベルでの医療サービスを受ける場合には、ジャフナかVavuniyaに行く必要があるが、患者を悪路で搬送することは困難であり、事実上診療を受ける機会が閉ざされてしまっている。

2 - 4 第2次緊急リハビリ事業

東部で少なくとも1件という方針で調査に臨んだが、サイト調査の結果、破壊の程度が北部に比べて少なく、候補案件は少ないと考えられる。

ニーズは北部中心にあり、例えば上記のCentral Collegeの改修や、キリノッチ県病院で第1次緊急リハビリ事業でカバーできない部分の実施などが現在のところ考えられる。

また、NECORDを実施しているADBより、JICAが実施する事業は一般的に比べてADBのプロジェクトコストより高いので、緊急リハビリ事業を始めるにあたって、プロジェクトコストを押し上げないよう留意してほしい旨依頼があった。諸々の単価については、NECORDで取りまとめられている積算資料を基に考慮する旨、回答した。

2 - 5 中期復興・開発計画

中期復興・開発計画についてNPPDと協議した結果、既に「National Physical Planning Policy」(4分冊)がNPPDにより作成済みで、現在閣議による承認待ちの状況であることが分かった。「National Physical Planning Policy」は2030年を目標年次とする長期全国総合開発指針で、これまでにセクター/地域ごとに策定されてきた将来政策を統合し、主に経済的及び社会的な側面から取りまとめることを目的に作成された。また、同Policyは北・東部における和平が実現されることを前提に、様々なセクターについて策定されている。ちなみに、策定にあたっては20省以上の大臣から成る委員会を通じて検討がなされている。しかしながら、同Policyは、いわばグランドデザインを描いた段階にとどまっているため、NPPDも個々のセクター及び地域ごとのマスタープランは必要であると考えており、今次提案の北・東部における中期復興・開発計画は正に時宜を得た調査であることを確認した。

また、SCOPPより、中期復興・開発計画は中期的なものであるため、緊急援助を取り扱うSIHRNの所掌範囲外であり、本件に関するSIHRNのかかわりについては、権限の拡大と見なされないよう留意する必要がある、とのコメントがあった。

2 - 6 UNHCR との連携

当該調査(緊急リハビリ事業)との連携について、UNHCRより改めて歓迎の意が示され、UNHCRとして連携の可能性のある地域と分野を記したリストの提出があった。北・東部支援でいえば、UNHCRもニーズアセスメントに参加しており、「Resettlement & Protection」分野を担当している。UNHCRの最大の目的はResettlementであり、ニーズのあるものから順次実施していきたいとの考えを有している。

また、UNHCRキリノッチ支所長によれば、ひとつの連携のあり方として、JICAが実施する緊急リハビリ事業を受けて、UNHCR(が委託するNGO)がモニタリング活動を行い、報告書を提出するという方法の提案があった。UNHCRはかかる報告書作成費のみで十分とのことである。既に、世界銀行のプロジェクトで同様の実績があり、それに係るミニッツも締結しているとのことであった。

2 - 7 調査団執務環境

緊急リハビリ事業の実施にあたっての利便性などを考慮すると、キリノッチ及び東部州に前線基地を置くことは必要であると判断される。しかしながら、インフラ整備状況が以下の～のように相当に貧弱であることから、当初想定していた調査団基地をキリノッチに置いた場合、かなりの不便を強いられることが想定される。

事務所：十分な施設を確保するのは困難。

宿泊施設：外国人向けの宿泊施設は極めて乏しい。

通信事情：電話回線が極めて少なく、国内携帯電話サービスエリア外。

医療施設：キリノッチにはほとんど期待できない。ジャフナあるいはVavuniya(それぞれ車で2～3時間程度)に中規模以下程度のGeneral Hospitalがある。

物資調達(生活用品、事務用品)～コロンボで調達するのが望ましい。

したがって、キリノッチから60km南下した政府支配地域のVavuniyaのあたりに調査団基地を設け、ここを起点に東部と北部を動き回るようにするのが効率的と考えられる。Vavuniyaについては以下のとおり。

事務所：民家借り上げにより可。既にいくつかの援助関係機関や業者が借り上げている。

宿泊施設：一般に乏しく、事務所と兼用しているのが一般的。

通信事情：国内携帯電話サービスエリア内、IDDも可能。

医療施設：市内に中規模以下程度のGeneral Hospitalがある。

物資調達(生活用品、事務用品)：最低限のものはそろえられる。

2 - 8 調査実施の是非

当該本格調査及び第1次リハビリ事業開始にあたって、上述のとおり確認した先方関連機関と付属資料1.の協議議事録〔含む実施細則(S/W)案〕により、署名のうえ、合意を取り付けようとしたが、対外援助調整局(ERD)のMs. Sujatha Cooray局長並びに在スリランカ日本国大使館より次のとおりコメントがあった。

(ERD)

北・東部支援の実施意義については理解するが、調査内容から 復興・再定住・避難民問題省、 東部開発・モスLEM問題省、 ヴァンニ地域復興支援省の3省が適切か否か、議論がスリランカ側で出ている。また、第1次緊急リハビリ事業の実施についても、予備調査団が選定したキリノッチ県病院の改修が、現地の緊急ニーズと現在マルチグループが実施しているニーズアセスメントとの関係から、適切か否かも議論がある。この件について、政府内で調整するためには時間を要するであろう。

(日本大使館)

北・東部支援の実施意義については理解するが、昨今の和平交渉、及びスリランカ国内での世論の動向を慎重に勘案して対応すべきである。政治的意味合いが強いキリノッチで軍事目的に資すると考えられる病院の改修を実施する緊急リハビリ事業については、厳に慎むべきであるとする。また、本格調査団がタミル・イラーム解放の虎(LTTE)支配地域で大規模な調査を実施するという事柄も、緊急リハビリ事業同様のプレゼンスを示すことになるので、和平の

進捗状況を踏まえて、実施の是非を検討すべきである。

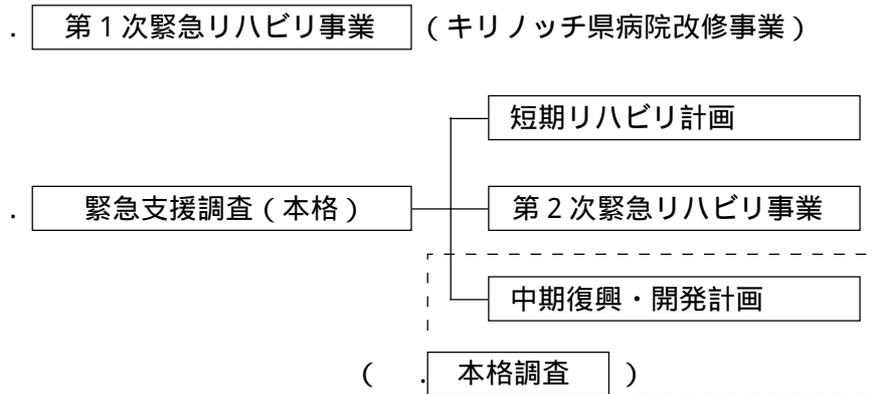
以上より、調査団は第1次緊急リハビリ事業及び本格調査を開始するには、外務省並びに日本国大使館、さらに現地政府内など高次のレベルでの調整を要し、時期尚早であると判断したため、署名をせずに帰国することとした。

第3章 本格調査への提言

3-1 調査の基本方針

3-1-1 調査の枠組み

予備調査の結果を踏まえ、当初の対処方針で提示した調査の枠組みに対して、以下のとおりとする。



基本的には . と . の2本立てとするも、スリランカ側から懸念のあった中期復興・開発計画については、当該調査のしかるべき受入体制などを踏まえ、別途切り離して . 本格調査として実施することも想定する。

3-1-2 調査の目的

(1) 短期リハビリ計画策定

長引く内戦で破壊・疲弊した北・東部地域において、停戦合意に基づく「和平の配当」としての日本政府の協力による具体的な案件の形成を行い、短期リハビリ計画として取りまとめる。

(2) 緊急リハビリ事業

最も緊急的に必要とされる案件について、緊急リハビリ事業として施設・建築物等の機能回復を行う。

(3) 中期復興・開発計画策定

長引く内戦で独立した地域であった北・東部とコロンボ等を中心とする残りの地域との経済的統合を図り、地域間格差を解消することにより、速やかな復興を遂げるとともに、更には開発に向けた中・長期的な計画を策定する。

3 - 2 調査対象範囲

「ニーズアセスメント調査」対象地域と同じ北部州全5県（ジャフナ、キリノッチ、ムラティブ、Mannar、Vavuniya）及び東部州全3県（トリンコマレー、パティカロア、Ampara）並びに両州近隣4県（Puttalam、Polonnaruwa、Anuradhapura、Monaragala）とする。（ただし、現地踏査については、一部「渡航見合わせ」地域も含まれるので、JICAと事前協議のうえ、決定する。）

3 - 3 調査の内容

3 - 3 - 1 第1次緊急リハビリ事業

(1) 事業実施方針の作成

予備調査結果を踏まえ、事業実施方針案を作成する。スリランカ関係者らに同案を説明し、先方と協議を行い、コメントを踏まえ完成する。

(2) 現地踏査

事業実施方針で確認された緊急リハビリ事業対象施設／建築物について、改修設計に必要な情報を収集するため、現況調査を行う。

(3) 基礎情報収集

緊急リハビリ事業対象施設／建築物について、入札図書作成に必要な情報を収集するため、現地設計基準や当該緊急リハビリ事業を実施し得る施工業者の有無等について調査を行う。

(4) 設計／施工計画

(3)と(4)の情報を踏まえ、最適な施設／建築設計、及び効率的で現実的な施工計画を策定する。なお、既に「ニーズアセスメント調査」に基づいて北・東部で他ドナー等により実施された緊急リハビリ事業の設計精度及び施工実績を十分参考にする。

(5) 積算

(4)の結果に基づき積算を行う。ただし、既に「ニーズアセスメント調査」に基づいて北・東部で他ドナー等により実施された緊急リハビリ事業の実績単価を十分参考にする。

(6) 現地再委託契約

現地再委託契約により、緊急リハビリ事業を実施する。

現地で一般的な方法により、公正な手続きによる公示を行う。

事前準備に基づき、入札図書を作成し、公正な手続きにより入札を執り行う。
の入札結果に対して評価を行う。
の評価結果に基づき、契約を行う。

(7) 施工監理

現地再委託した業者の施工進捗状況について適切に把握し、契約期限内に終了するよう監理する。

(8) 業務実施報告書の作成

緊急リハビリ事業に係る事業実施報告書を作成する。

3 - 3 - 2 短期リハビリ計画

(1) 既存報告書、資料等の収集及びレビュー

本件に関連する各種情報を収集、整理し、本調査の実施方針、方法、工程について検討し、業務実施計画書を作成する。

特にアジア開発銀行(ADB)や世界銀行などのマルチドナーが協同で策定した「ニーズアセスメント調査(2003年)」は、短期リハビリ計画の基礎となる報告書であるため、その調査結果について十分精査する。

(2) 「ニーズアセスメント調査」のレビュー

ADBや世界銀行などのマルチドナーが協同で策定した「ニーズアセスメント調査(2003年)」に基づき、次の ~ の分野について、日本の協力形態に合致するよう案件形成を図る。

再定住促進 保 健 教 育 社会基盤(道路・交通)
水供給 農林水産業 / 社会基盤(灌漑)

その際、「ニーズアセスメント調査」結果の最新の実施状況、及び実施見込みについて、スリランカ側関連機関をはじめ、現地で活動している他ドナー、NGO等との協議、更には現地踏査を通じて確認する。

また、同調査で網羅されていない案件についても、緊急性や妥当性等が認められるならば、別途案件形成を行う。

(3) 短期リハビリ計画の策定

以上より、スリランカ側とも協議を行い、短期リハビリ計画として取りまとめる。

3 - 3 - 3 第2次緊急リハビリ事業

(1) 緊急リハビリ事業候補案件の選定

短期リハビリ計画(案)に基づき、緊急性、妥当性等の観点から、緊急リハビリ事業候補案件を複数選定し、各候補案件の概要(妥当性、裨益効果)、実施上の長所や短所等について整理する。

(2) 事業実施方針の作成

前項を踏まえ、事業実施方針案を作成する。スリランカ関係者らに同案を説明し、先方と協議を行い、コメントを踏まえ完成する。

(3) 現地踏査

事業実施方針で確認された緊急リハビリ事業対象施設/建築物について、改修設計に必要な情報を収集するため、現況調査を行う。

(4) 基礎情報収集

緊急リハビリ事業対象施設/建築物について、入札図書作成に必要な情報を収集するため、現地設計基準や当該緊急リハビリ事業を実施し得る施工業者の有無等について調査を行う。

(5) 設計/施工計画

(3)と(4)の情報を踏まえ、最適な施設/建築設計、及び効率的で現実的な施工計画を策定する。なお、既に「ニーズアセスメント調査」に基づいて北・東部で他ドナー等により実施された緊急リハビリ事業の設計精度及び施工実績を十分参考にする。

(6) 積算

(5)の結果に基づき積算を行う。ただし、既に「ニーズアセスメント調査」に基づいて北・東部で他ドナー等により実施された緊急リハビリ事業の実績単価を十分参考にする。

(7) 現地再委託契約

現地再委託契約により、緊急リハビリ事業を実施する。

現地で一般的な方法により、公正な手続による公示を行う。

事前準備に基づき、入札図書を作成し、公正な手続により入札を執り行う。

の入札結果に対して評価を行う。

の評価結果に基づき、契約を行う。

(8) 施工監理

現地再委託した業者の施工進捗状況について適切に把握し、契約期限内に終了するよう監理する。

(9) 業務実施報告書の作成

緊急リハビリ事業に係る事業実施報告書を作成する。

3 - 3 - 4 中期復興・開発計画

(1) 基礎資料及び対象地域を含む既存開発計画等の分析

これまで、政府の開発計画から基本的に分離して取り扱われていた北・東部について、開発計画策定に関する基礎資料及び既存計画等を収集し、分析を行う。

(2) 現状把握及び現状分析

(1)に加えて、北・東部において現地踏査を行い、現状の把握及び分析を補完的に実施する。

(3) 既存復興・開発政策 / 計画の進捗度・有効性に係る分析

中期復興・開発計画は、北・東部地域を計画策定の主対象とするも、和平達成後におけるスリランカ全土の経済及び社会統合による成長シナリオであることから、北・東部地域以外の残りの地域についても係る政策及び計画について分析を行う。

(4) 復興・開発ポテンシャル及び制約要因の把握

成長シナリオを策定するに先立って、復興・開発におけるポテンシャルを把握するとともに、制約要因についても整理する。

(5) 復興・開発戦略の策定 (計画フレーム、成長シナリオ)

スリランカ全土を対象とするも北・東部についての考察が少ない、国家開発計画局 (NPPD) 作成「National Physical Planning Policy」(政府内承認中)をベースに、(1)～(4)の調査結果を加味して、復興・開発戦略を策定する。

その際、NPPDで用いられているセクター別、あるいはイシュー別に、同戦略を策定する。想定される分類は次のとおりである。

教 育

保 健

道路・運輸交通

農林水産業

鉱工業

観 光

環境保全

成長シナリオ実現のためのアプローチとして、NPPD で提案されている「拠点都市開発」手法を継承し、地域別に具現化する。

(6) 段階的事業実施計画

成長シナリオに基づいた、段階的事業実施計画を策定する。その際、本格和平達成後の北・東部とその他地域との社会的及び経済的統合がなされることを前提とし、流通・貿易等の統合効果を加味して段階的事業実施計画を策定する。

(7) 概算事業費算定

中期復興・開発計画実施に係る概算事業費の算定を行う。

(8) 実施体制に係る組織・制度・財源面での検討及び提言

中期復興・開発計画実施に係る実施体制（組織・制度・財源面）について、調査期間中を通じて、能力向上に係る技術移転を行う。

(9) 環境保全

中期復興・開発計画策定にあたっては、環境保全に十分配慮する。

(10) セミナー開催

中期復興・開発計画に対する国家事前承認のための関連省庁・機関参加のセミナーを開催する。

3 - 4 調査期間と要員構成

3 - 4 - 1 調査期間

・ 第1次緊急リハビリ事業：約7か月程度

・ 緊急支援調査（本格）：約9か月程度

〔約2か月（短期リハビリ計画）+約7か月（第2次緊急リハビリ事業）〕

・ 中期復興・開発計画：約12か月程度

3 - 4 - 2 要員構成

. 第1次緊急リハビリ事業

総括 / 施設計画・設計 1

施設計画・設計 2

施設計画・設計 3

施工監理

. 緊急支援調査（本格）

総括 / リハビリ計画

【短期リハビリ計画策定グループ】

再定住促進

保 健

教 育

社会基盤（道路・交通）

水供給

農林水産業 / 社会基盤（灌漑）

【緊急リハビリ事業実施グループ】

施設計画 / 設計

建築計画 / 設計

積算・調達計画

施工監理 1

施工監理 2

. 中期復興・開発計画

総括 / 地域総合開発

経済システム統合

拠点都市開発

流通・貿易

教 育

保 健

道路・運輸交通

農林水産業

鉱工業

観 光

環境保全

行政組織・能力

第4章 本格調査実施上の留意点

4 - 1 本格調査実施上の留意点について

(1) 短期リハビリ計画

短期リハビリ計画における緊急ニーズの把握に関しては、的確な情報を基に形成される必要があるが、既にアジア開発銀行（ADB）をはじめとするマルチドナーグループによる「ニーズアセスメント調査」やスリランカ側自身〔政府側及びタミル・イラーム解放の虎（LTTE）側〕のニーズ調査が実施され、あるいは実施中である。これら調査によって緊急ニーズの大部分は把握されているといってもいいのではないかと考えられる。短期リハビリ計画の取りまとめは約2か月という時間的な制約があることも考えると、本格調査にあたっては、一から調査をする必要はなく、むしろこれらの既存の調査を十分に活用することが肝要である。

ただし、草の根レベルのものから、大きな投資額を要するものまで、様々なレベルのものが混在しているものと考えられる。したがって、短期リハビリ計画は我が国が今後、無償資金協力としての実施が妥当であるかという視点から、既存調査の内容を吟味して取りまとめていく必要がある。また、スリランカ政府側としても、マルチドナーグループによる「ニーズアセスメント調査」の結果は、開発援助問題小委員会（SIHRN）も含め関係者間で共有されるものであり、いわばオーソライズされるものと受け取っている。したがって、我が国による将来の案件実施をスムーズに行うためにも、「ニーズアセスメント調査」に乗った形で、短期リハビリ計画を取りまとめる必要がある。

なお、ADBが当方の実施する短期リハビリ計画と「ニーズアセスメント調査」が重複しているのではないかと懸念を示すところがあったが、当方としては同調査の内容を踏まえ、我が国の援助スキームに適合するようにカスタマイズするものであるとの説明をしたところ、了解を得ている。

(2) 緊急リハビリ事業

緊急リハビリ事業の実施にあたっては、まず最初にSIHRNや当該Government Agent（GA）等と十分な意思疎通を図って、何がどのように改善され、どのような裨益効果をもたらすものかを十分理解してもらっておく必要がある。この点があいまいであると、スリランカ側とは関係ないところで、日本側が勝手に事業を進めているという見方をされてしまい、感謝されないリハビリ事業となって、その実施意義が薄れてしまう。また、コロンボの中央政府側でも緊急リハビリ事業内容の是非（案件対象、実施サイト）については、関係省庁間での十分な調整が必要とのことであり、その調整期間は十分に考慮しておく必要がある。

実際の施工にあたっては、労働力としては極力現地のタミル人をはじめとする人々を活用せ

ねばならない。地元への経済効果、また言語の問題からもそうすべきであろう。ただし、技術力があるとされる施工業者はジャフナにしかいないといわれており、各地で復興事業が行われるようになると、限られた業者の取り合いになる可能性が高い。また、特に東部州での施工は、北部州での施工よりもその点でより困難な状況となるとみられる。この点については非常に頭の痛いところであるが、技術指導に要する手間暇や、作業効率の悪さについては、それを見込んで施工計画を立てる必要があり、そのことによって従来のスリランカでの同等の事業のコストと比較して、多少割高、非効率になってもやむを得ない。

なお、ADBよりは我が国によるリハビリ事業の実施によって、建設コストの高騰を懸念するので、NECORD事務局にあたって実施済み案件の積算資料等を踏まえ、当方のコストを検討してもらいたい旨の強い申し入れがあった。

(3) 中期復興・開発計画

これまでの各ドナー等の調査は、「とりあえず何が必要か」という視点に立った短期復興のニーズが中心となっている。しかしながら、それから一步引いて、大きな枠組みのなかで北・東部の発展を検討することも必要であろう。すなわち、スリランカ国全体の発展を考えるなかで、北・東部の比較優位は何かを検討し、それを伸ばすために何を優先して実施することが必要であるかを検討するものである。そして、そのなかで短期リハビリ計画の位置づけもより明らかにしていくというものである。本調査では直接のターゲットとする地域は主に北・東部ではあるが、その検討の過程において、他の地域がどうあるべきかも検討する必要があり、特に貧困地帯でありシンハラ人が多数を占める南部地域をどのように位置づけるのかということでもある。

(4) 地域、民族間のバランス

緊急リハビリ計画の策定及び緊急リハビリ事業の実施にあたって最大限考慮すべきことは、北部と東部、また各民族（タミル、モスLEM、シンハラ）に対して、極力同じように裨益させるようにバランスを取るということである。

内戦での破壊の度合いが大きかったのは北部であり、ともすればそれに目を奪われてしまいがちであるが、東部をないがしろにしてはならない。東部においては民族が混住していることから、リハビリ事業の選定にあたっては、可能であれば民族の区別なくアクセスできる公共施設を選定することが望ましいが、それは現実には困難かもしれない。その場合には、大きな事業を1つ取り上げるよりも、規模は小さくとも数多くの事業を実施し、事業その効果が各民族に平等に行き渡るように考慮すべきであろう。間違っても、日本が特定の民族だけに肩入れしているように見られることは避けなければならない。

(5) 北部と東部とのアプローチの違い

北部は内戦の破壊が大きく、いわばマイナスの状態をいかに早くゼロにもっていくかが求められている。一方、東部においては破壊は小さくなく、20年来に及ぶ内戦のため必要な投資やメンテナンスが行われてこなかったことによる、あらゆる面での施設の劣化、不良化が見られる。したがって、本格調査では北・東部に対して短期リハビリ計画と中期復興・開発計画を策定するものであるが、北部では前者に、東部では後者に重きが置かれることとなる。

(6) スリランカ側の関係機関との関係

北・東部の開発については、様々な機関が複雑に関係している。和平状態の急速な進展に伴って、これら機関の業務の整理がついていない点が見られるが、存在する以上、これらの関係機関をうまく構築していく必要がある。

1) 現地側関係機関、関係者

a) SIHRN

実質的なC/Pである。設立されて日は浅いが、北・東部の開発に係る問題については、すべてここを通す仕組みが急速にできつつある。ただし、現時点では法律上で規定された組織ではないため、法的な性格は極めてあいまいである。そのため、今回の調査においてもミニッツや実施細則(S/W)の署名者にはしていない(SIHRANとしては、実質的に事業が展開されればよいとして、署名にはこだわっていない)。しかしながら、実質的なC/Pとして、調査の取り進め方や調査内容については、十分に意思疎通を図っておく必要がある。

なお、各DistrictにもSIHRNの下部組織としてDistrictレベルでのSub-SIHRNが組織されている(政府側から3名、LTTE側から3名の6名で構成されている)。各Districtからあがるニーズや案件はSub-SIHRNで取りまとめられ、キリノッチのSIHRNにあげられて検討される仕組みとなっている。

b) GA (Government Agent)

中央政府から任命されている地方行政官。各Districtに配置されている。地方行政を総覧する立場にある(ただし、我が国の県知事とは違って、配下に地方公務員がいるわけではなく、中央の出先機関を使って仕事をする)。今回の調査で面会したGA(ジャフナ、キリノッチ、パティカロア)に関していえば、中央政府側の間人といえども、出身は地元の人であり、LTTEとは敵対する関係ではなく、むしろ密接なつながりをもっている(一説には、LTTEと協調できる人物でないと、その地位にと

どまることはできないともいわれている)。また、Sub-SIHRNの一員である場合もある。したがって、GAとの意思疎通も不可欠である。

2) 中央政府関係省庁

a) 3省〔復興・再定住・避難民問題省(3R省)、東部開発・モスLEM問題省、ヴァンニ地域復興支援省〕

いずれも2002年の停戦合意前に設立されたものであり、最近になってSIHRNが設立されたため、業務の役割分担があいまいとなっている。また、この3省のなかでも、3R省とヴァンニ地域復興支援省は共に活動地域を北部州としており、所掌範囲の境界も不明確である。しかし、存在する中央政府の組織として、これら3省とのかかわりで物事を進める必要がある。

なお、最終的にS/Wやミニッツの署名者となり得るかについては、対外援助調整局(ERD)によるスリランカ政府内での調整に委ねざるを得ない。

b) 関係の専門省庁

保健省には、北・東部対策室が設けられており、元 Director General がその任にあたっている。医療施設や医療従事者の現状等について、網羅的に把握しているとのことである。各セクター別に関係省で同様な組織が設置されているか、確認する必要がある。

(7) 流動的な和平交渉

スリランカ政府とLTTEとの和平交渉については、進行中のところであり、その結果がどのようなようになっていくかは予断を許さない。LTTEの武装解除などのハードコアの問題については手が付いておらず、これらの点で交渉が停滞してしまうおそれもある。2003年2月にも東部州沖合でLTTE側とみられる漁船が臨検を逃れるために自沈した(タミル側によると、政府側の嫌がらせによるものとしている)ため、SIHRNの会合が延期される影響もあった。南部のシンハラ原理主義者による、和平反対の動きも伝えられている。また、大統領の出身党ではあるが野党の統一国民党(UNP)が和平交渉に厳しい態度をとっているスリランカ人民解放戦線(JVP)と連携を図り、総選挙での勝利を画策しているとの情報もある。

一方で、停戦がなされても戦火を交えることはもうこりこりという雰囲気は双方にあり、また、国際社会が監視しているなかで、完全に逆戻りすることは考えにくいという見方もある。

現状では、沿岸部がハイセキュリティー・ゾーンであるとして、立入禁止や制限がかけられているサイトが存在する。また、沖合漁業は禁止され沿岸漁業しか許されていない。これらは

軍事的な観点から制限が加えられているものであり、和平交渉の進展によって大いに変わり得る要素はある。しかし、あるいは全く変化がないかもしれない。

このように、和平プロセスは微妙なバランスの上で成り立っていることを十分に認識したうえで、本格調査では和平交渉の進展をにらみつつ、その枠内でできることは何かを、常に最新の状況を基に検討していかなばならないことに留意する必要がある。

付 属 資 料

協議議事録〔別添 実施細則 (S / W)〕(未締結)

Minutes of Meeting
of
the preliminary mission
for
the Urgent Rehabilitation Support Programme
in the Northern and Eastern Provinces
in the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka

Agreed Upon Between

Ministry of Rehabilitation, Resettlement & Refugees
Ministry of Eastern Development and Muslim Religions Affairs
Ministry of Vanni Rehabilitation
and
Japan International Cooperation Agency

Colombo, XX February, 2003

Ministry of Rehabilitation, Resettlement
& Refugees

Mr. Satoshi Umenaga
Mission Leader
Preliminary Mission

Ministry of Eastern Development
And Muslims Religions Affairs

External Resource Department

Ministry of Vanni Rehabilitation

The Japan International Cooperation Agency (JICA) dispatched a Preliminary Mission (hereinafter referred to as “the Mission”, headed by Mr. Satoshi UMENAGA, to Sri Lanka for a period of 17 – 26 February, 2003. Ministry of Rehabilitation, Resettlement & Refugees, Ministry of Eastern Development and Muslim Religious Affairs, and Ministry of Vanni Rehabilitation (hereinafter referred to as “the Sri Lankan side” and the mission had a series of discussions on the Scope of Work (hereinafter referred to as “S/W”) on 26 February. The Sri Lankan side and the Mission came to an agreement on the S/W (refer to the Attachment 1) and a signing ceremony on this minutes of meeting was held on 26 February, 2003. The officials of the related agencies involved in the Study and attendants to the discussions are listed in Attachment 2.

The main points of discussions are summarized below;

1. Signing of S/W

The Sri Lankan side and the Mission came to an agreement on the attached S/W. However, both sides also agreed that S/W shall be signed between the representatives of the Sri Lankan side and the resident representative of JICA Sri Lanka Office on behalf of the Mission, after confirming a comment(s) on S/W by SIHRN (the Sub-committee on the Immediate Humanitarian and Rehabilitation Needs)

2. 1st Urgent Rehabilitation Work

Based on the Sri Lankan side’s request, the Mission decided to rehabilitate Kilinochchi District Hospital as the 1st Urgent Rehabilitation Work. The Sri Lankan side explained their plan to rehabilitate 4 (four) wards as well as staff quarters, however, the detailed rehabilitation work such as scale, period, etc. shall be finalized based on the further study by the consultant team by the end of March, 2003.

The Sri Lankan side understood that the 1st Urgent Rehabilitation Work shall be implemented as the most urgent rehabilitation need, apart from and prior to the Urgent Rehabilitation Support Programme which is described on S/W.

3. Urgent Rehabilitation Plans

The Mission confirmed that the Urgent Rehabilitation Plans should be coordinated with “Post Conflict Needs Assessment in Sri Lanka” by the multilateral group (ADB, WB, UNHCR, UNICEF, ILO, FAO, UNICEF etc.) aiming to serve as an information, analysis and pledging document for the Tokyo Donor Conference on Sri Lanka.

4. Regional Reconstruction and Development Plans

Both sides confirmed that the Regional Reconstruction and Development Plans were necessary in addition to studies or assessments on the urgent needs. The Mission expressed their view that the Regional Reconstruction and Development Plans shall be coordinated with “National Physical Planning Policy” which was completed by the

National Physical Planning Department and which is in the process of an approval by the Cabinet.

5. 2nd Urgent Rehabilitation Works

Following the 1st Urgent Rehabilitation Work in Kilinochchi of the North Province, the 2nd Urgent Rehabilitation Works shall be implemented as the pilot project for the Urgent Rehabilitation Support Programme. The mission mentioned that at least one of the works shall be identified in the East Province.

6. Land-mine Clearance

The Sri Lankan side agreed to clear land-mines at her own expenses when the Study team claims to clear ones.

7. Office Space

The Sri Lankan side agreed to provide office space to the Study team. The location of the Study team's office shall be decided by the beginning of April, 2003. If there is no appropriate office space, the Sri Lankan side shall prepare land for the Study team's office, which shall be constructed at JICA's own expenses.

DRAFT

Scope of Work
for
the Urgent Rehabilitation Support Programme
in the Northern and Eastern Provinces
in the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka

Agreed Upon Between

Ministry of Rehabilitation, Resettlement & Refugees
Ministry of Eastern Development and Muslim Religions Affairs
Ministry of Vanni Rehabilitation
and
Japan International Cooperation Agency

Colombo, XX March, 2003

Ministry of Rehabilitation, Resettlement
& Refugees

Mr. Toshio SUGIHARA
Resident Representative for Sri Lanka
Japan International Cooperation
Agency

Ministry of Eastern Development
And Muslims Religions Affairs

External Resource Department

Ministry of Vanni Rehabilitation

I. INTRODUCTION

In response to the request of the Government of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka (hereinafter referred to as "GOSL"), the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") has decided to conduct the Preliminary Study on the Urgent Rehabilitation Support Programme in the Northern and Eastern Provinces (hereinafter referred to as "the Study"), in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the GOJ, will undertake the Study in close cooperation with the authorities concerned of the GOSL.

The present document sets forth the scope of work with regard to the Study.

II. OBJECTIVE OF THE STUDY

The objective of the Study is to conduct a study on the Urgent Rehabilitation Support Programme in the Northern and Eastern Provinces.

III. STUDY AREA

The Study area shall cover the ethnic conflicts affected areas in and around Northern and Eastern Provinces

IV. SCOPE OF THE STUDY

The Study is consist of three components;

- 1) Formulation of the Urgent Rehabilitation Plan
 - 2) Implementation of the 2nd Urgent Rehabilitation Works *
 - 3) Formulation of the regional reconstruction and development plan in Northern and Eastern Provinces
- * The 1st Urgent Rehabilitation is scheduled to be implemented prior to the study.

1. Formulation of the Urgent Rehabilitation Plan

- (1) Collection of data, review of the relevant studies, including laws and regulations, socio-economic aspects, topographic and geographical data, development plans, institutional / organizational set-up, budgetary and financial situations and environmental conditions;
- (2) Conduct of site surveys;
- (3) Formulation of the urgent rehabilitation plan;
- (4) Selection of the Urgent Rehabilitation Works and
- (5) Conclusion and recommendations.

2. Implementation of the Urgent Rehabilitation Works

- (1) Site survey;
- (2) Collection of information (local standards and local procurement);
- (3) Design and implementation plan;

- (4) Cost estimates;
- (5) Sub-contract (Tender, Evaluation, Contract) and;
- (6) Supervision.

3. Formulation of the regional reconstruction and development plan in Northern and Eastern Provinces

- (1) Collection of data, review of the relevant studies, including laws and regulations, socio-economic aspects, topographic and geographical data, development plans, institutional / organizational set-up, budgetary and financial situations and environmental conditions;
- (2) Conduct of site surveys;
- (3) Formulation of the regional reconstruction and development plan;
- (4) Workshop(s) and seminar(s) on the result of survey;
- (5) Finalization of the regional reconstruction and development plan, and
- (6) Conclusion and recommendations.

V. SCHEDULE OF THE STUDY

The Study will be carried out in accordance with the following tentative schedule.

Activities / Month		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
Whole Schedule	Preliminary Mission ↙ ★ Scope of Work ▼ Inception Report ▼ Progress Report ▼ Interim Report Draft Final Report ▼ Final Report ▼												
Formulation of Urgent Rehabilitation Plans													
2 nd Urgent Rehabilitation Works													
Formulation of Regional Reconstruction And Development Plan													

VI. REPORTING SCHEDULE

JICA will prepare and submit the following reports in English to GOSL.

1. *Inception Report:*

Summarizing the approach and implementation schedule of the Study will be submitted in thirty-five (35) copies by the Study Team within one (1) months from the start of the Study.

2. *Progress report:*

Summarizing the interim results on the formulation of the urgent rehabilitation plans and the regional reconstruction and development plans will be submitted in thirty five (35) copies by the Study Team within one (01) month from the beginning of the Study.

3. *Interim Report:*
summarizing the results of the first site survey, especially formulation of urgent rehabilitation plans will be submitted in thirty-five (35) copies by the Study Team within four (4) months from the beginning of the Study.
4. *Draft Final Report:*
summarizing the overall study results will be prepared in thirty-five (35) copies by the Study Team within eleven (11) months from the start of the Study.
GOSL will present its written comments in English to JICA within fourteen (14) days from the receipt of the Draft Final Report.
5. *Final Report:*
will be submitted in forty-five copies (45) together with CD-ROM by the Study Team within fourteen (14) days from JICA's receipt of comments on the Draft Final Report from GOSL.

VII. UNDERTAKING OF THE GOVERNMENT OF SRI LANKA

1. To facilitate the smooth conduct of the Study, the GOSL shall take the following necessary measures:
 - (1) to permit the members of the Japanese study team (hereinafter referred to as "the Team") to enter, leave and stay in Sri Lanka for the duration of their assignment therein, and exempt them from foreign registration requirements and to exempt/bear consular fees;
 - (2) to bear the payment of taxes, duties, fees and any other charges of the team on equipment, machinery and any other materials brought into and out of Sri Lanka for the implementation of the Study;
 - (3) to bear the payment of tax and other charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Team for their services in connection with the implementation of the Study, and
 - (4) to provide necessary facilities to the Team for remittance as well as utilization of the funds introduced into Sri Lanka from Japan in connection with the implementation of the Study.
2. The GOSL shall bear claims, if any arises, against the members of the Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the members of the Team.
3. Ministry of Rehabilitation, Resettlement & Refugees, Ministry of Eastern Development and Ministry of Muslim Religion Affairs and Ministry of Vanni Rehabilitation (hereinafter referred to as "Sri Lankan side" shall, at its own expense, provide to the Team with the followings in cooperation with other organizations concerned:
 - (1) security related information on as well as measures to secure the safety of the Team.
 - (2) information on as well as support in obtaining medical services

DRAFT

- (3) available data and information related to the Study,
- (4) counterpart personnel,
- (5) suitable office space with necessary equipment, and
- (6) credentials or identification cards.

VIII. Others

1. JICA and Sri Lankan side shall consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the Study.
2. JICA and Sri Lankan side will also undertake the study in close cooperation with SIHRN (Sub-committee on the Immediate Humanitarian and Rehabilitation Needs), Government Agents of the districts concerned and the other relevant local authorities.